

平成19年6月11日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) ソフトバンクモバイル株式会社  
氏 名 代表執行役社長兼CEO 孫  
まさよし  
正義

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) ソフトバンクBB株式会社  
氏 名 代表取締役社長兼CEO 孫  
まさよし  
正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) ソフトバンクテレコム株式会社  
氏 名 代表取締役社長 CEO 孫  
まさよし  
正義

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) モバイルメディア企画株式会社  
氏 名 代表取締役社長 矢吹 雅彦  
やぶき まさひこ

「VHF/UHF帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

敬具

## 意見書(要旨)

- (1) 「ITS」においては、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用を図る必要があることを明記すべき
  
- (2) 「ITS」所要帯域幅は、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用による縮小の可能性があり、周波数配置の基本的な考えである「電気通信」として 50MHz、「ITS」として 10MHz を考慮し、必要なガードバンド幅及び「ITS」所要帯域幅の縮小の場合には、「電気通信」の周波数幅を拡張することが適当であることを明記すべき

## 意見書

(1) 「ITS」においては、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用を図る必要があることを明記すべき

作業班から委員会への最終報告書である「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班（第 8 回会合）資料 2022-VU 作 8-2-4」（2007 年 5 月 8 日）ITS グループ課題回答によれば、「ITS」は、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用を図る必要があるとされています。

一方、この作業班報告書を受けて委員会により取り纏められた今回の「VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方（案）」によれば、「ITS」に必要な周波数幅は、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される 10MHz 幅とすることが適当であるとされています。

作業班の報告書においては、ITS グループ自らが、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用による「ITS」所要帯域幅縮小の可能性を報告しているのに対して、当該電波有効利用方策に関する考え方（案）によれば、同帯域幅が 10MHz 幅とすることが適当であるとされ、所要帯域幅縮小の可能性に関する記載がありません。従って、電波の有効利用を極力推進させるためにも、仕様が未確定である「ITS」においては、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用を図る必要があることを明記すべきであると考えます。

(2) 「ITS」所要帯域幅は、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用による縮小の可能性があり、周波数配置の基本的な考えである「電気通信」として 50MHz、「ITS」として 10MHz を考慮し、必要なガードバンド幅及び「ITS」所要帯域幅の縮小の場合には、「電気通信」の周波数幅を拡張することが適当であることを明記すべき

作業班から委員会への最終報告書である「VHF/UHF 帯電波有効利用作業班（第 8 回会合）資料 2022-VU 作 8-2-5」（2007 年 5 月 8 日）UHF 帯共用検討グループに課せられた検討項目に対する回答の周波数配置例によれば、「電気通信」として 50MHz、「ITS」として 10MHz が、基本的な考え方とされています。

一方、この作業班報告書を受けて委員会により取り纏められた今回の「VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方（案）」によれば、「ITS」に必要な周波数幅は、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される 10MHz 幅とすることが適当であり、残りの周波

数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当である。(中略) 今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされる段階で、必要なガードバンド幅の精査を行う必要があり、その結果によっては、所要ガードバンド幅に応じて周波数の配置を微調整することが適当であるとされています。

作業班の報告書においては、電気通信として 50MHz、ITS として 10MHz を基本的な考えとしているのに対して、当該電波有効利用方策に関する考え方(案)によれば、「ITS」に必要な周波数幅の 10MHz をまず確保し、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当であるとされ、前述の基本的な考え方が反映されておられません。従って、今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされ周波数の配置が微調整されることに備え、周波数配置の基本的な考えとして、「電気通信」として 50MHz、「ITS」として 10MHz を考慮し、ガードバンド幅及び「ITS」所要帯域幅の縮小の場合には、「電気通信」の周波数幅を拡張することを明記すべきであると考えます。

以上を踏まえ、VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方(案)原文と前記 2 項目を反映した文章との対比を付録に示します。

以上

## VHF/UHF 帯における電波有効利用方策に関する考え方（案） P 2

（原文）

「ITS」に必要な周波数幅は、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される 10MHz 幅とすることが適当であり、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当である。710-770MHz における周波数配置は、次の点から、基本的に図 1 のとおりとすることが望ましい。なお、今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされる段階で、必要なガードバンド幅の精査を行う必要があり、その結果によっては、所要ガードバンド幅に応じて周波数の配置を微調整することが適当である。

（意見反映）

「ITS」に必要な周波数幅は、（1）スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用を図る必要があるが、現時点では、本周波数帯によることが必要となる主たる機能を想定し、伝送すべき情報量及び伝送周期、道路上の車両の密度等に基づき導出される 10MHz 幅とすることが適当であり、残りの周波数幅のうち、有害な混信の排除のために必要となるガードバンドを除いた帯域を「電気通信」用とすることが適当である。710-770MHz における周波数配置は、次の点から、基本的に図 1 のとおりとすることが望ましい。なお、今後、実システムの導入のために技術的に詳細な検討がなされる段階で、必要なガードバンド幅の精査を行う必要があり、その結果によっては、所要ガードバンド幅に応じて周波数の配置を微調整することが適当である。（2）また、「ITS」所要帯域幅は、スロット同期方式の検討も含めて電波の有効利用による縮小の可能性があり、周波数配置の基本的な考えである「電気通信」として 50MHz、「ITS」として 10MHz を考慮し、必要なガードバンド幅及び「ITS」所要帯域幅の縮小の場合には、「電気通信」の周波数幅を拡張することが適当である。